

部会長の選出及び部会長代理の指名について

平成 27 年 6 月 2 日
原子力規制委員会
国立研究開発法人審議会

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十九号）において、部会長の選出及び部会長代理の指名については以下のとおり規定されている。

第五条 審議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 （略）

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 （略）